

# かも社会就労センター 障害者相談支援事業所

## 重要事項説明書

本重要事項説明書は、当施設と指定特定相談支援サービスに関する利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条及び第77条の規定等に基づき、当施設の概要や提供される相談支援の内容、契約上ご注意くださいことを説明するものです。

### ◆◆目次◆◆

1. 事業者の概要	2
2. 施設の概要	3
3. 施設の職員体制	3
4. 職員の職務内容	4
5. 施設の営業日及び営業時間	4
6. 通常の事業の実施地域	4
7. 主たる対象者	4
8. 指定計画相談支援の提供方法及び内容	5
9. 利用料金	6
10. 利用料金の支払い方法	6
11. 事故発生時の対応	7
12. 苦情を受け付けるための窓口	8
13. 虐待防止のための措置	9
14. サービスの提供の記録	9

社会福祉法人 かも福祉会  
(かも社会就労センター 障害者相談支援事業所)  
当事業所は雲南市の指定を受けています。

(特定相談支援 第3231400064号)

この説明書は、令和5年6月23日から適用します。

## 指定計画相談支援 重要事項説明書

この重要事項説明書は、社会福祉法第76条及び第77条の規定、「障害者総合支援法に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」第5条の規定に基づき、本事業所の概要や提供するサービスの内容その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項をサービス利用希望者に対して説明するものです。

### 1. 事業者の概要

名称	社会福祉法人 かも福祉会
所在地	島根県雲南市加茂町加茂中915
電話番号	0854-49-9545
FAX番号	0854-49-6926
代表者氏名	理事長 井田 敬三
法人の設立年月日	平成16年3月10日
法人の理念と主な事業	<p>かも福祉会は“心のこもったサービスで地域に貢献する”ことを基本理念とし、社会情勢の変化や社会保障制度が変わっていく中で、ご利用者及びご家族が必要とする事業やサービスを積極的に行っていく。そのためには、行政や他機関との連携を図り、リスクマネジメントとコンプライアンスを実行しながら、安心して安全な福祉サービスを提供する。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ かも社会就労センター 障害者就労継続支援B型事業所</li><li>・ かも社会就労センター 障害者相談支援事業所</li><li>・ 養護老人ホーム 宇寿荘</li><li>・ 一般型特定施設 宇寿荘</li><li>・ 特別養護老人ホーム 笑寿苑</li><li>・ 短期入所生活介護 笑寿苑</li><li>・ 居宅介護支援事業所</li><li>・ ヘルパーステーション かも</li><li>・ 加茂デイサービスセンター</li><li>・ つつじホール</li></ul>

## 2. 施設の概要

施設の名称	かも社会就労センター 障害者相談支援事業所
施設の所在地	島根県雲南市加茂町宇治253-1
電話番号	0854-49-8125
FAX番号	0854-49-8140
E-mail	Kamo-syurou@samba.ocn.ne.jp
施設長（管理者）	安部 利佳
開設年月日	平成24年11月1日
施設の目的・運営方針	<p>1. 指定計画相談支援は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ちながら、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように配慮するとともに、利用者の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援等のサービスが多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。</p> <p>2. 指定計画相談支援は、利用者に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行います。</p> <p>3. 市町村及び多様な事業者との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努めるとともに、自らその提供する指定計画相談支援の評価を行い、常にその改善を図ります。</p> <p>4. 関係法令等を遵守します。</p>

## 3. 施設の職員体制

職種	人数	勤務形態	資格	経験年数
管理者	1人	兼務	島根県相談支援従事者研修	33年
相談支援専門員	1人	常勤・専従（1人）	島根県相談支援従事者研修	17年

#### 4. 職員の職務内容

職 種	職 務 内 容
管理者	従業者の管理、指定計画相談支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。また、従業者に関係法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。
相談支援専門員	<p>【基本相談支援】 障害者等からの相談に応じ、情報の提供等を行い、市町村や障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行います。</p> <p>【サービス等利用計画の作成】 障害福祉サービス等の支給決定等の申請に係るサービス等利用計画の原案を作成します。また、支給決定等が行われた後に、関係者との連絡調整を行い、サービス等利用計画の作成を行います。</p> <p>【モニタリング】 支給決定等の有効期間内において、利用者が継続して障害福祉サービス等を適切に利用することができるよう、サービス等利用計画が適切であるかどうかにつき、見直しを行います。また、見直しの結果に基づき、サービス等利用計画を変更するとともに、関係者との連絡調整又は新たな支給決定等に係る申請の勧奨を行います。</p>

#### 5. 施設の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日までとなります。ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除きます。
営業時間	午前8時30分から午後4時30分までとなります。

#### 6. 通常の事業の実施地域

雲南市及びこれに隣接する市町村の区域

#### 7. 主たる対象者

- ・ 知的障害者
- ・ 精神障害者
- ・ 身体障害者（肢体不自由・視覚・聴覚・言語・内部障害）
- ・ 難病

## 8. 指定計画相談支援の提供方法及び内容

(1) サービス等利用計画を作成します。

【計画作成までの流れ】

利用者の日常生活全般を支援する観点から、利用者によるサービスの選択に資するよう、地域における指定障害福祉サービス事業者、指定一般相談支援事業者に加え、地域住民による自発的な活動によるサービス等も含めて、そのサービスの内容、利用料等の情報を適正に提供します。

利用者及びその家族に面接して、利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等を確認し、利用者の希望する生活や利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等の把握を行います。

把握した課題等に対応するための最も適切な福祉サービス等の組合せについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類等を記載したサービス等利用計画の原案を作成し、利用者に交付します。

支給決定等が行われた後に、支給決定等の内容を踏まえて変更を行ったサービス等利用計画の原案に位置付けた福祉サービス等の担当者を招集してサービス担当者会議を開催し、計画の原案の内容を説明するとともに、担当者から、専門的な見地からの意見を求めます。

担当者から専門的な見地からの意見を求めたサービス等利用計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上で、サービス等利用計画を完成し、利用者並びに福祉サービス等の担当者に交付します。

(2) サービス等利用計画のモニタリングを実施します。

<p>計画の実施状況の把握及び計画の変更等</p>	<p>利用者及びその家族、福祉サービス等の事業者との連絡を継続的に行いつつ、作成したサービス等利用計画の実施状況を把握し、必要に応じて計画の変更、関係者との調整を行います。また、新たな支給決定等が必要であると認められる場合には、利用者に対し、支給決定等に係る申請の勧奨を行います。</p>
<p>入所施設等への紹介又は地域生活への移行に係る情報提供</p>	<p>利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となった場合又は利用者が指定障害者支援施設、若しくは精神科病院への入所又は入院を希望する場合は、入所施設等への紹介を行います。また、入所施設等から退所又は退院しようとする利用者又はその家族から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう援助します。</p>

2 事業所は、雲南市より相談支援事業の委託を受けたときは、障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等を行うものとし、次に掲げる業務を実施するものとする。

- ① 福祉サービスの利用援助に関する業務
- ② 社会資源を活用するための支援に関する業務
- ③ 社会生活を高めるための支援に関する業務
- ④ ピアカウンセリングに関する業務
- ⑤ 権利擁護のために必要な援助に関する業務
- ⑥ 専門機関の紹介に関する業務

## 9. 利用料金

<p>相談支援利用料</p>	<p>厚生労働大臣が定める基準額を支給決定市町村より代理受領します。なお、代理受領した利用料の額については、利用者へ通知します。</p>
<p>交通費</p>	<p>利用者の希望により、通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定計画相談支援を提供した際には、その実費をいただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 公共交通機関を利用した場合・・・公共交通機関の定める運賃</li> <li>● 事業者の自動車を使用した場合・・・移動距離 (km) × 25円</li> </ul>

## 10. 利用料金の支払方法

交通費の支払いは、1ヶ月ごとに計算し、翌月10日までに請求しますので、所定の期日までに現金又は振込でお支払いください。

## 11. 事故発生時の対応

利用者の容態に急変があった場合は、主治医に連絡する等必要な処置を講じるほか、下記のご家族等へ速やかにご連絡いたします。また、利用者に対する指定計画相談支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います

### 【主治医】

医療機関名	
所在地	
電話番号	
主治医氏名	

### 【緊急連絡先】

氏名	
住所	
電話番号	
続柄	

### 【当施設が加入する損害賠償保険の内容】

保険会社名	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社																
保険名	介護保険・社会福祉事業者総合保険																
補償の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対人賠償 1名 50,000 千円 / 1事故・期間中 500,000 千円</li> <li>・ 対物賠償 1事故・期間中 5,000 千円</li> <li>・ 管理財物 1事故・期間中 1,000 千円（うち現金 100 千円）</li> <li>・ 人格権侵害 1事故・期間中 5,000 千円</li> <li>・ 経済的損害 1事故 1,000 千円 / 期間中 3,000 千円</li> <li>・ 事故対応費用 1事故・期間中 5,000 千円 （臨時雇入費用 期間中 1,000 千円）</li> <li>・ 対人見舞費用 死亡 50 千円 / 後遺障害 1.5～50 千円  <table style="margin-left: 20px; border: none;"> <tr> <td>入院（31 日以上）</td> <td>30 千円</td> <td>治療（31 日以上）</td> <td>20 千円</td> </tr> <tr> <td>（15～30 日）</td> <td>20 千円</td> <td>（15～30 日）</td> <td>10 千円</td> </tr> <tr> <td>（8～14 日）</td> <td>10 千円</td> <td>（8～14 日）</td> <td>5 千円</td> </tr> <tr> <td>（7 日以内）</td> <td>5 千円</td> <td>（7 日以内）</td> <td>3 千円</td> </tr> </table> </li> </ul>	入院（31 日以上）	30 千円	治療（31 日以上）	20 千円	（15～30 日）	20 千円	（15～30 日）	10 千円	（8～14 日）	10 千円	（8～14 日）	5 千円	（7 日以内）	5 千円	（7 日以内）	3 千円
入院（31 日以上）	30 千円	治療（31 日以上）	20 千円														
（15～30 日）	20 千円	（15～30 日）	10 千円														
（8～14 日）	10 千円	（8～14 日）	5 千円														
（7 日以内）	5 千円	（7 日以内）	3 千円														

## 12. 苦情を受け付けるための窓口

### 【当施設の苦情窓口】

窓口担当者	相談支援専門員 今岡 美穂子
苦情解決責任者	管理者 安部 利佳
受付日	月曜日から金曜日までとなります。ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除きます。
受付時間	午前8時30分から午後5時までとなります。
電話番号	0854-49-8125
FAX番号	0854-49-8140
E-mail	kamo-syurou@samba.ocn.ne.jp

### 【第三者委員】

氏名	〇〇 〇〇〇
電話番号	0854-〇〇-〇〇〇〇
FAX番号	
E-mail	
職氏名	〇〇 〇〇
電話番号	0854-〇〇-〇〇〇〇
FAX番号	
E-mail	

当施設では解決できない苦情や虐待等の相談は、行政機関又は鳥根県社会福祉協議会に設置された運営適正化委員会に申し立てることができます。

### 【雲南市長寿障がい福祉課】

所在地	雲南市木次町里方521-1
受付日	月曜日から金曜日までとなります。ただし、国民の祝日、年末年始は除きます。
受付時間	午前8時30分から午後5時までとなります。
電話番号	0854-40-1042
FAX番号	0854-40-1049
E-mail	

### 【島根県運営適正化委員会】

所在地	島根県松江市東津田町 174 番地 3 いきいきプラザ島根 内
受付日	月曜日から金曜日までとなります。ただし、国民の祝日、年末年始は除きます。
受付時間	午前 8 時 30 分から午後 5 時までとなります。
電話番号	0852-32-5913
FAX 番号	0852-32-5994

### 13. 虐待防止のための措置

虐待の防止に関する事項については、「社会福祉法人 かも福祉会 利用者虐待防止に関する規程」に基づき対処します。

### 14. サービスの提供の記録

当施設では、指定計画相談支援の提供に関する記録を整備し、サービス提供日から 5 年間保存しております。また、利用者が他の指定特定相談支援事業所の利用を希望する場合その他利用者からの申出があった場合には、直近のサービス等利用計画及びその実施状況に関する書類を交付します。

#### 【当施設にて保存している記録】

- ・福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整に関する記録
- ・個々の利用者ごとに次の事項を記載した相談支援台帳
  - サービス等利用計画案及びサービス等利用計画
  - アセスメントの記録
  - サービス担当者会議等の記録
  - モニタリングの結果の記録
- ・利用者に関する市町村への通知に係る記録
- ・利用者からの苦情の内容等の記録
- ・事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

令和 年 月 日

指定計画相談支援の提供にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて、重要な事項の説明を行いました。

説明者

(施設名) 社会福祉法人 かも福祉会  
かも社会就労センター 障害者相談支援事業所  
(職氏名) 相談支援専門員 今岡 美穂子 印

私は、契約書及び本書面により、事業者から指定計画相談支援の提供にあたり、重要な事項の説明を受け、同意しました。

利用者

(住所)  
(氏名) 印

利用者は、身体の状態等により署名ができないため、利用者本人の意思を確認の上、私が利用者に代わって、その署名を代筆しました。

代筆者

(住所)  
(氏名) 印  
(利用者との続柄)